

[事案 27-149] 転換契約無効請求

・平成 28 年 1 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時に、不適切な募集があったことを理由に、転換契約を無効とし、転換前契約への復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 3 月に契約した終身保険を、平成 27 年 4 月に転換したが、転換時に以下のとおり不適切な募集があったため、本件転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人は、本件契約転換時の解約返戻金額が累計払込保険料を下回っていたにもかかわらず、「ほぼ同額である」との虚偽の説明をした。
- (2) 税理士である申立人は、募集人に同行した支部長より相続税に関する案件の紹介を受け、また、今後も案件の紹介を受けられると理解し、本件契約転換に応じたことから、「バーター取引」であり、保険業法 300 条 1 項 5 号に違反する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らが、申立人が主張するような説明を行なった事実はない。
- (2) 支部長が申立人に顧客を紹介した事実はあるが、これと引き換えに本件契約転換の申込みを要請した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人らの説明に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人、募集人および同行した支部長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が指摘するような虚偽説明またはバーター取引などの不適切な募集があったと認めることはできないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。